

所有される
賃貸住宅を
改修する際

1戸当たり
改修費用の **2/3**

最大 **200** 万円
補助します!

締切
8/30(金)
(先着順)

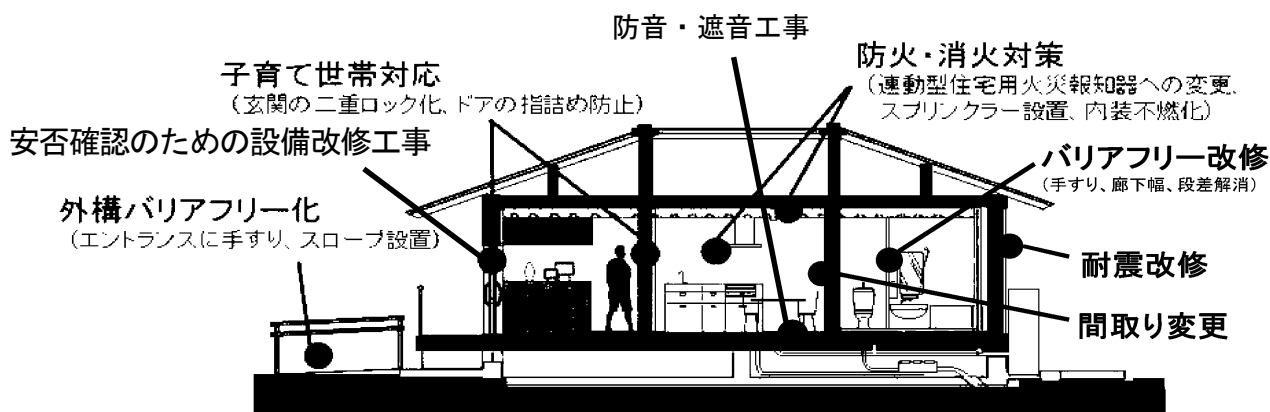
「住宅確保要配慮者」とは



● 高齢者 ● 障がい者 ● 子育て・新婚世帯 等

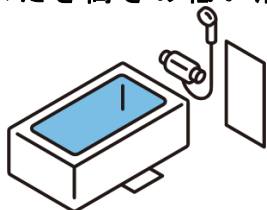
住宅の確保が難しい方として、上記の方が法律や省令等で定められています。

対象改修工事のイメージ例

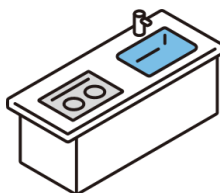


既存の設備を以下の設備に取り替える工事も補助対象となります

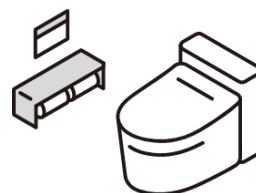
またぎ高さの低い浴槽



対面式の台所



掃除のしやすいトイレ



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、大家様が所有する賃貸住宅を改修する際、費用の一部を補助しています。詳しくは【裏面①補助金】を御確認ください。

このほか、住宅確保要配慮者の入居時に要する初期費用等の低減を図るため「家賃債務保証料低廉化補助」【裏面②補助金】も実施しています。

お問合せ先：岡崎市 住宅計画課 居住支援係（岡崎市役所西庁舎地下1階）

電話 0564-23-6880 FAX 0564-23-6208

① 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業費補助金

「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」とは

- 入居者を住宅確保要配慮者に限る賃貸住宅として市へ登録した住宅。ただし、改修後の最初の入居者以外は要件を満たせば、住宅確保要配慮者以外の入居が可能となる場合もあります。

令和6年度から
補助対象拡充

補助対象者	大家等の改修工事の発注者								
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	(1) バリアフリー改修工事								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段差の解消</td> <td>段差を解消する工事又は段差を小さくする工事</td> </tr> <tr> <td>浴室の改良</td> <td>浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（手すりの設置・改良、トイレの改良、階段の設置・改良、転倒防止など）</td> </tr> </tbody> </table>	工事項目	工事内容	段差の解消	段差を解消する工事又は段差を小さくする工事	浴室の改良	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事など	その他（手すりの設置・改良、トイレの改良、階段の設置・改良、転倒防止など）	
	工事項目	工事内容							
	段差の解消	段差を解消する工事又は段差を小さくする工事							
	浴室の改良	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事など							
	その他（手すりの設置・改良、トイレの改良、階段の設置・改良、転倒防止など）								
	(2) 子育て世帯対応改修工事								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全性能向上工事</td> <td>クッション床への改修、ドアや扉へ指詰め防止工事など</td> </tr> <tr> <td>子育てに適した設備導入</td> <td>台所の対面化や大型化に係る工事など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（掃除しやすいトイレの設置、防音壁の設置、二重床工事など）</td> </tr> </tbody> </table>	工事項目	工事内容	安全性能向上工事	クッション床への改修、ドアや扉へ指詰め防止工事など	子育てに適した設備導入	台所の対面化や大型化に係る工事など	その他（掃除しやすいトイレの設置、防音壁の設置、二重床工事など）	
	工事項目	工事内容							
	安全性能向上工事	クッション床への改修、ドアや扉へ指詰め防止工事など							
子育てに適した設備導入	台所の対面化や大型化に係る工事など								
その他（掃除しやすいトイレの設置、防音壁の設置、二重床工事など）									
拡充 (3) 安否確認のための設備改修工事 (4) 防音・遮音工事									
上記(1)~(4)のほか、(5)耐震改修工事 (6)間取り変更 (7)防火・消火対策工事 (8)省エネルギー改修工事等も補助対象となる場合があります									
補助上限額 (予算の範囲内)	1戸当たり最大200万円※（改良に係る費用の合計額の2/3以内の額） ※(1)(2)(5)(6)(7)のいずれかを実施する場合。それ以外は最大100万円								
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が住宅確保要配慮者であること（要件：月収38.7万円以下） ・補助を受けた住宅確保要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上継続されること（ただし、改修後の最初の入居者以外は要件を満たせば、住宅確保要配慮者以外の入居が可能となる場合もあります） 								

② 家賃債務保証料低廉化事業費補助金

補助対象者	国に登録している家賃債務保証会社、居住支援法人
補助対象経費	家賃債務保証料の低廉化に要した費用の額
補助上限額 (予算の範囲内)	1戸当たり最大6万円
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が住宅確保要配慮者であること（要件：月収15.8万円以下※） ※子育て・新婚世帯は月収21.4万円以下、多子世帯は月収25.9万円以下 ・<u>住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）として市へ登録し、管理開始から10年以内であること</u>